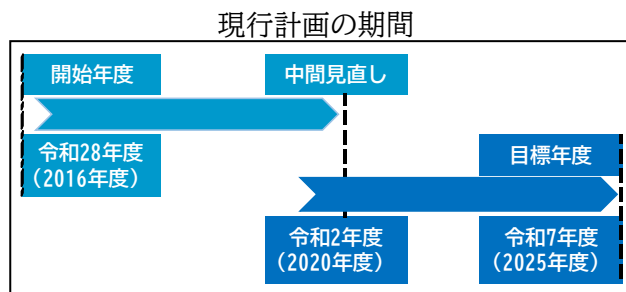


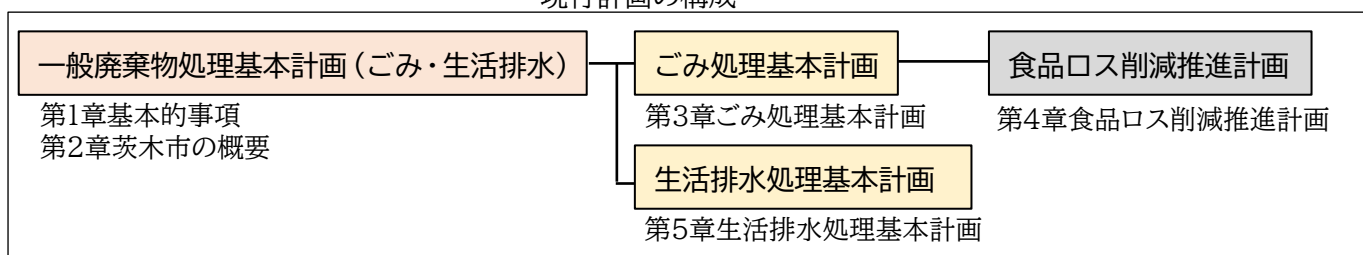
茨木市一般廃棄物処理基本計画の骨子案

1. 計画策定の趣旨

- 茨木市一般廃棄物処理基本計画(以下、「現行計画」という。)は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を計画期間として策定し、令和3年度(2021年度)に中間見直しを行いました。
- 令和7年度(2025年度)に期間を満了となることから、近年の社会動向を踏まえるとともに、国の法律・計画、大阪府の関連計画を踏まえ、新しい一般廃棄物処理基本計画(以下、「次期計画」)を策定します。



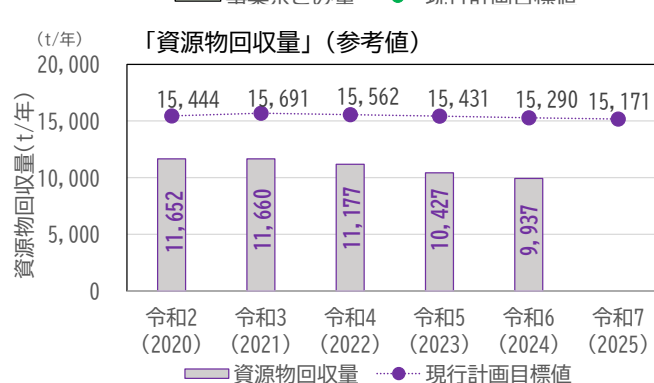
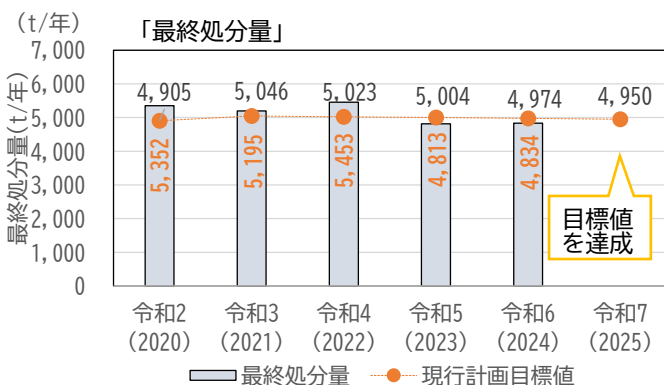
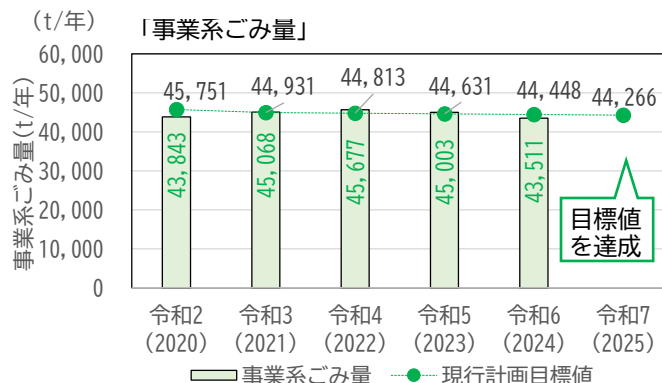
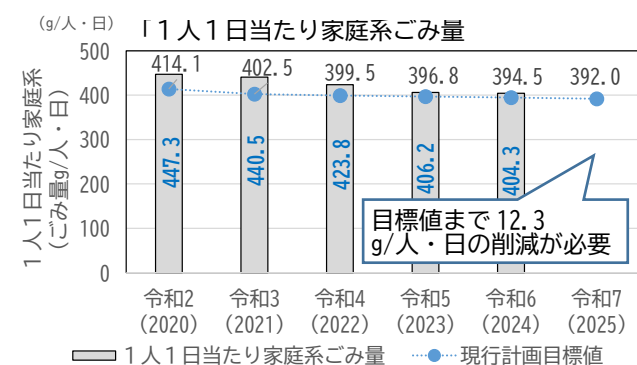
現行計画の構成



2. ごみ処理基本計画

(1) 現行計画の達成状況

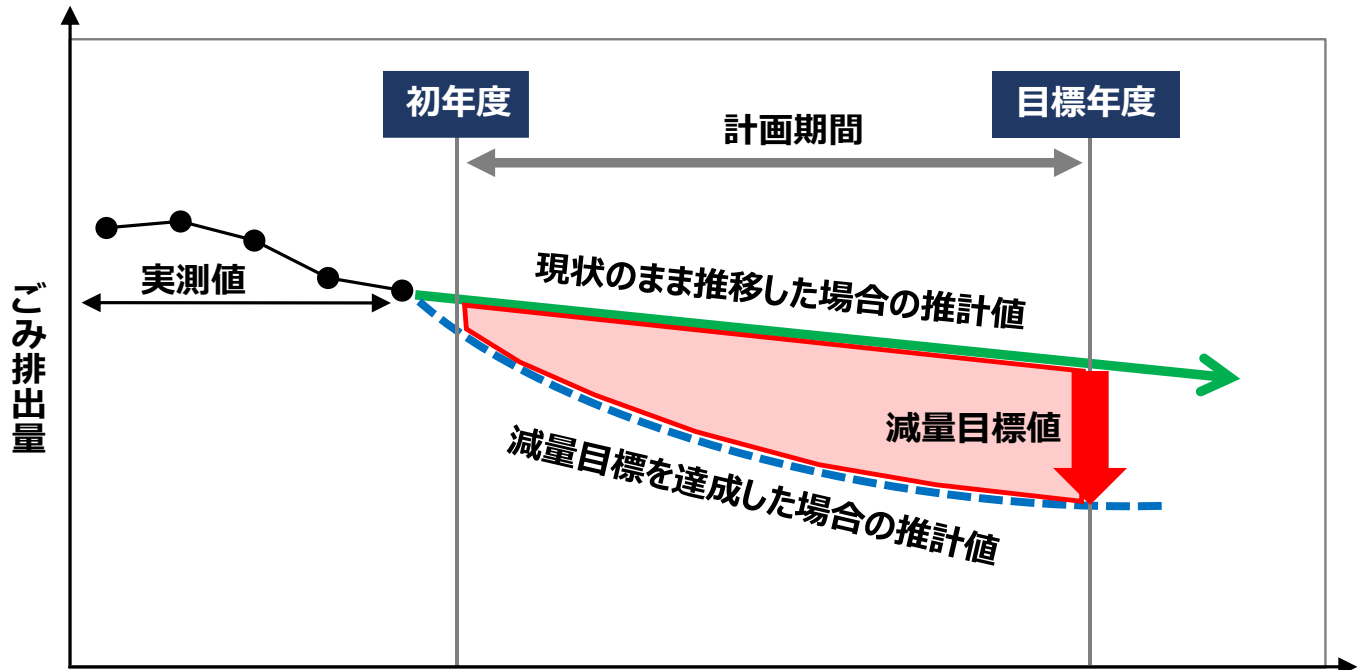
- 家庭ごみ量は、令和7年度(2025年度)の目標値まで、あと12.3g/人・日の減量が必要であるものの、事業系ごみ量および最終処分量は、目標値を達成しています。
- 資源物回収量(参考値)は、目標値まで5,234t/年の増量が必要ですが、再資源化可能なものの消費量全体が縮小傾向にあることから、目標値として設定・維持し続けることの意味が薄らいできていると考えられます。



(2) 目標値の設定

- 次期計画の計画期間である令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)までに実施する新たな施策によって、今後のごみ排出量、資源化物のリサイクル率の目標値を設定します。

なお、目標値の設定は、ごみ排出量が現状のままで推移する場合のごみ排出量の推計を行い、次にごみ排出抑制や再生利用の促進等の施策を踏まえた目標値を設定します。



将来ごみ排出量の推計方法のイメージ

①家庭系ごみに関する指標

「1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)」(普通ごみ及び粗大ごみ量を人口と年間日数で除した値)を指標とし、目標値を設定します。

②事業系ごみに関する指標

事業系ごみの総量(許可業者収集及び自己搬入の合計値)となる「事業系ごみ量」を指標とし目標値を設定します。

③最終処分を要する廃棄物に関する指標

最終処分を要する廃棄物に関する指標は、中間処理施設(茨木市環境衛生センター)から排出され最終処分場(大阪湾フェニックスセンター)に持ち込む集塵灰固化物の量である「最終処分量」とします。ただし、目標値の設定にあたっては、摂津市との広域処理を考慮した上で、摂津市の分を除く本市のみの目標値を設定します。

④リサイクル率

現行計画の「資源化率(資源化率=資源化量合計÷(家庭系ごみ合計(資源物を含む)+事業系ごみ合計)×100)をリサイクル率(出口側の循環利用率)とし、新たな指標として採用します。

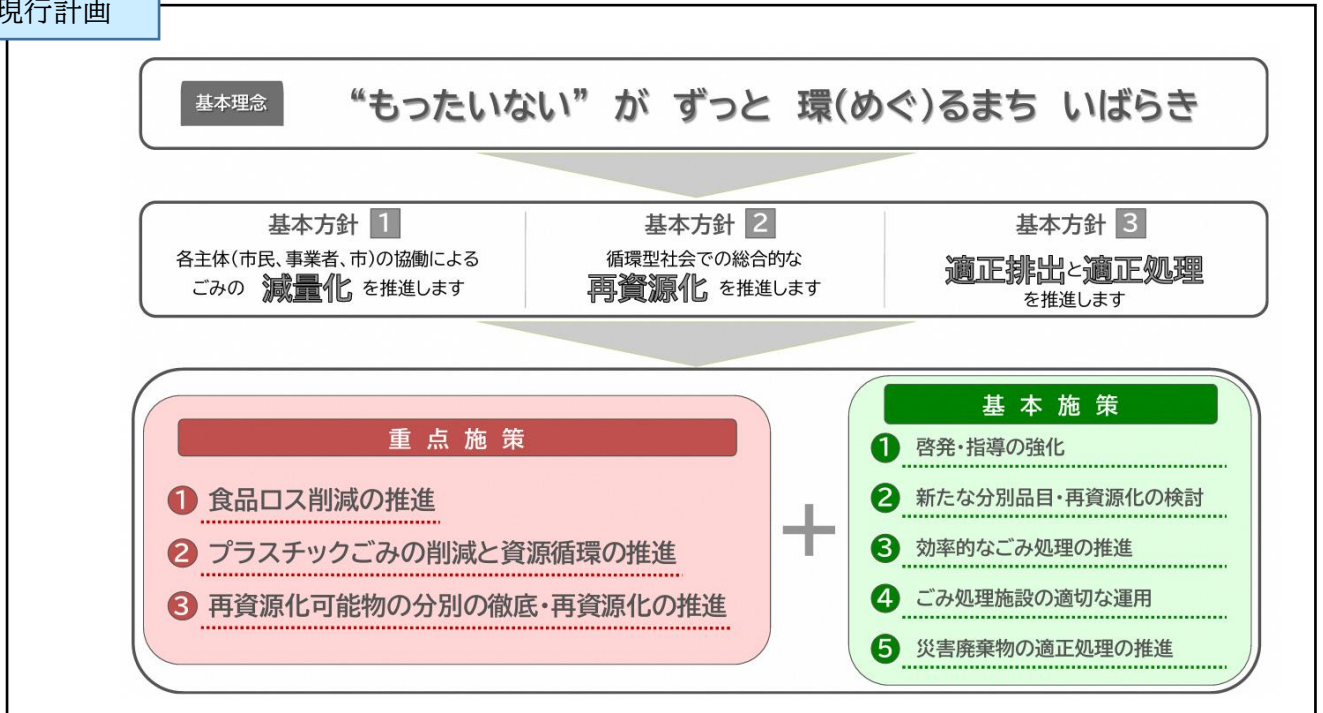
⑤資源物に関する指標

資源物に関する指標は削除し、現行計画の指標である「資源物回収量」は参考値として注視します。

(3) 計画の基本理念・基本方針・目標達成に向けた施策

- 基本理念「“もったいない”がずっと 環(めぐ)るまち いばらき」を携え、本市が循環型社会の形成に資するため、循環型社会形成推進基本法の趣旨及び上位計画に即した基本方針を定めます。
- 一人ひとりの取組が重要であることから、市民にわかりやすい内容を検討します。

現行計画



次期計画

次期基本計画の基本施策体系（イメージ）

めざすべき姿

- 家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬出防止が図られています。
- 家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源物化率が上昇しています。
- ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコストなどの抑制が図られています。

基本理念

ごみを出さないリデュース（発生抑制）と、リユース（再使用）を徹底しつつ、資源の循環を図るリサイクル（再生利用）をさらに推進するため、分別を徹底し、“もったいない”の心がけでのごみの3Rの取組をさらに推進するとともに、適正に排出されたごみについては効率的な処理を推進することにより、循環型社会の形成及びサーキュラーエコノミーへの移行をめざしつつ、脱炭素社会の実現や海洋プラスチック問題等の諸課題に対応する

スローガン

“もったいない”がずっと 環るまち いばらき

基本方針

ごみの適正な分別収集で資源の循環をすすめるとともに、ごみ処理施設の効率的な運転を進めて経費の抑制を図る

基本施策

基本施策 1

減量化の推進

- 1-1 家庭系ごみの減量化推進
- 1-2 事業系ごみの減量化推進
- 1-3 資源物分別の推進

基本施策 2

再資源化の推進

- 2-1 家庭系ごみの再資源化の推進
- 2-2 事業系ごみの再資源化の推進

基本施策 3

適正処理の推進

- 3-1 効率的なごみ処理の推進
- 3-2 ごみ処理施設の適正な運用
- 3-3 新たな炉の更新検討

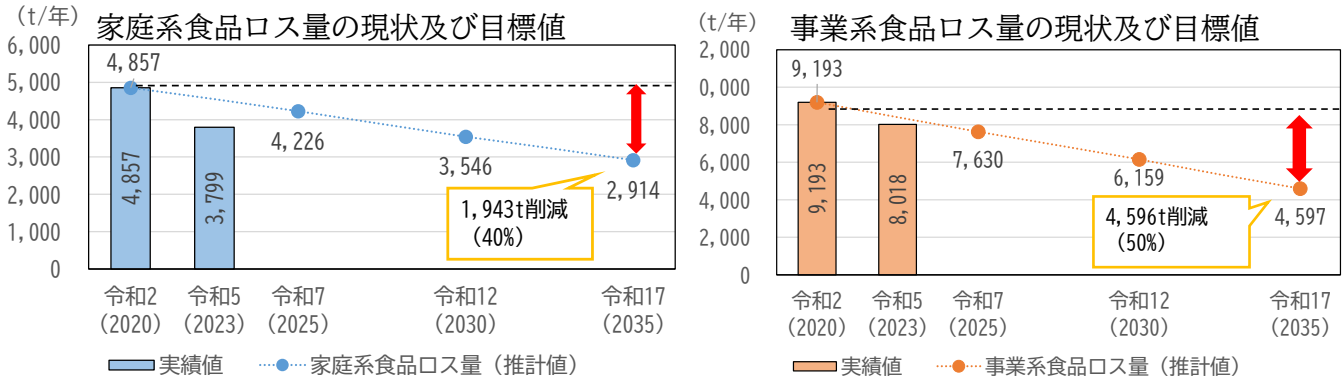
3. 食品ロス削減推進計画について

(1) 基本方針

- 「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」及び「大阪府食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

(2) 食品ロスの現状及び目標

- 家庭系食品ロス量は、現計画の削減率を設定、事業系食品ロス量は、国の計画に合わせ、削減率を見直します。
- 令和3年度(2021年度)及び令和6年度(2024年度)に実施した食品ロスに対する住民意識は、目標値を達成していますが、引続き設定します。



食品ロスに対する住民意識の現状

	2項目以上	
	令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)
家庭での取組【目標】2項目以上90%	79.3%	93.6%
外食時での取組【目標】2項目以上70%	61.8%	71.7%

(3) 基本方針に基づく推進施策

- 食品ロス削減を推進するため各種情報収集や、本庁内外の関連機関と連携して推進します。
 1. 教育及び学習の振興、普及啓発等
 2. 食品関連事業者等の取組に対する支援
 3. 実態調査等
 4. 情報の収集及び提供
 5. 未利用食品等を提供するための活動 (食品寄附)の支援等

4. 生活排水処理基本計画について

(1) 基本方針

- 生活排水を適正に処理することは重要な課題であるため、環境基本計画の目指す『次世代(未来)へつなぐ・みんなで共創する環境のまち』を次期計画の基本理念とし、引き続き生活排水処理の推進を図ります。

(2) 生活排水処理率の実績と目標

項目	単位	令和6年度 (2024年度)	令和17年度 (2035年度)
下水道区域内普及率	%	99.8	100
生活排水処理率	%	98.9	99.8

※今後、大阪府と協議調整するため、内容が変更となる可能性があります。

※下水道区域内普及率：下水道区域内人口に対し、下水道が利用できる人口（下水道供用開始人口）の割合
※生活排水処理率：行政区域内人口に対し、下水道や合併処理浄化槽により生活排水を適正に処理している人口の割合

(3) 基本方針に基づく推進施策

- 現行計画の取組内容を継続し、生活排水処理対策を引き続き推進します。
 1. 生活排水処理施設の整備
 2. 住民連携
 3. し尿・浄化槽汚泥の適正処理